

事務連絡
平成23年3月30日

福島労働局を除く都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契印省略)

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う未払賃金の立替払事業
の運営に当たって留意すべき事項について

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う未払賃金の立替払事業の運営については、平成23年3月23日付け基発0323第3号「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う未払賃金の立替払事業の運営について」により指示されたところであるが、その運営にあたって留意すべき事項について、福島労働局労働基準部長あて別添(写)のとおり指示したので、了知されたい。



事務連絡
平成23年3月30日

福島労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契印省略)

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う未払賃金の立替払事業
の運営に当たって留意すべき事項について

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う未払賃金の立替払事業の運営については、平成23年3月23日付け基発0323第3号「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う未払賃金の立替払事業の運営について」(以下「通達」という。別添)により指示されたところであるが、下記についても、通達の対象となるので、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

記

- 1 通達記の2(1)対象事業主には、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき、内閣総理大臣により住民の避難及び屋内退避の指示が行われた区域に本社機能を有する事業場が所在している中小企業事業主も含まれること。
- 2 通達記の3(2)対象労働者には、避難及び屋内退避の指示が行われたことにより、退職を余儀なくされ、賃金が未払となっているものも含まれること。



基発0323第3号
平成23年3月23日

関係県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う未払賃金の立替払事業の運営について

平成23年3月11日に発生した「平成23年東北地方太平洋沖地震」(以下「地震」という。)は、多くの被害をもたらし、産業活動に対する影響も大きいところである。

本地震により被害を受けた事業場の中には、事業活動の停止を余儀なくされるところも出てきており、賃金の支払をはじめとする労働条件の確保への影響が懸念されるところである。

このような状況にかんがみ、本地震により被害を受けた事業場に係る賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)に基づく未払賃金の立替払事業(以下「立替払事業」という。)の運営については下記によることとしたので、了知するとともに、労働者等の置かれている状況に十分配慮し、対応に遺漏なきを期されたい。

記

1 趣旨

地震のため、事業場において事業活動の停止のやむなきに至り、賃金の支払のための資金が確保されず、このため、賃金が未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する立替払事業について、その実情を踏まえつつ迅速に実施し、早急な救済を図ることとしたものであること。

なお、このことによって、立替払事業の基本的な仕組みや要件が変更されるものではなく、また、労働者、事業主及び独立行政法人労働者健康福祉機構の権利関係に変更をもたらすものではないこと。

2 対象となる範囲

(1) 対象事業主

地震に伴い、災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条の規定に基づ

きその適用の対象とされた地域（帰宅困難者対応として適用された東京都47区市町を除く。以下「被災地域」という。）に本社機能を有する事業場が所在している中小企業事業主であって、地震による建物の倒壊等の直接的な被害（以下「地震災害」という。）により事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないものとする。

(2) 対象労働者

上記(1)の事業主の被災地域に所在する事業場（以下「対象事業場」という。）において使用されていた労働者であって、地震災害により退職を余儀なくされ、賃金が未払となっているものとする。

3 被災地域における労働者等の実情を踏まえた対応

(1) 申請に必要な書類の簡略化等

立替払事業に係る申請に際して添付しなければならない書類を対象事業場が被災したことにより入手できない場合等にあつては、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号）第9条第3項ただし書及び同規則第14条第2項ただし書の規定を踏まえて、地方公共団体が発行する罹災証明書等の申請者側において入手可能な各種資料を最大限活用すること等により、申請に当たっての労働者等の負担をできるだけ軽減するものとする。

(2) 迅速な処理

必要な事務処理体制の確保に配慮するとともに、対象労働者からの立替払事業に係る申請等については迅速に処理すること。

なお、立替払事業に係る支給事務を行う独立行政法人労働者健康福祉機構においても、被災地域に係るものについては、特に迅速化を図ることとしていること。

4 その他

今回の取扱いについては、以下のことに留意すること。

(1) 立替払事業の実施については、

ア 別途送付するリーフレット等を活用し、被災地域の中小企業事業主や労働者等に対して、十分な周知に努めるとともに、その置かれている状況にかんがみ、適切に対応するよう配慮すること。

イ 業務処理を迅速に行うため、特に事業主の協力が重要であることに留意し、事業主の来庁、関係資料の提供等が円滑に行われるよう配慮すること。

(2) 不正受給の発生の防止に留意すること。